

4. 具体的な事例

支給事例

- 容態が急変し、早急に処置しないと命にかかわるが、A病院には対象疾病の専門科がなく、処置できるB病院へ転院した。
- 腰椎骨折によりA病院に入院中、結核を発症、排菌のため専門病棟での入院隔離を要し、腰椎骨折・結核のため公共交通機関での転院は不可能であった。
- 圧迫骨折で外科クリニックを受診中、術後肺炎・胸水貯留等を認めたため、設備・専門科のある病院へ転院した。また、移送に際して酸素を継続投与する必要があった。

※注意※ 状況、状態は個々により様々です。前例に合致していれば、必ず支給になるとは限りません。

却下事例

- 症状から介護タクシーが必要で、A病院からB病院へ外来受診のため移送した
⇒ 外来受診を行っており、緊急その他やむを得ない理由がないため。
- 入院中、認知症により寝たきりであったが、退院後、自宅介護ができる環境にないため、介護のできる療養型病床へ移送した。
⇒ 療養型病床への移送であり、緊急その他やむを得ない理由がないため。
- 継続治療の必要があり、リハビリ専門病院やかかりつけ医へ転院するために移送した。
⇒ 継続治療を目的としており、緊急その他やむを得ない理由がないため。
- 旅行先で入院し、手術をした。手術後、症状が安定し、自宅近くの病院へ継続治療のために転院した。
⇒ 症状安定後の継続治療のため、緊急その他やむを得ない理由がないため。
- 右アキレス腱損傷部分の安静保護を要するため、タクシーにてA病院からB病院へ転院した。
⇒ 安静保護を要するという点から、緊急その他やむを得ない理由がないため。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ】

多摩市役所 保険年金課
後期高齢者医療担当
042-338-6807(直通)

(2018年7月作成)